

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の概要

消費・安全局動物衛生課
公布：令和8年6月25日

1 趣旨

第221回国会において成立した家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号。以下「改正法」という。）では、最近における家畜の伝染性疾病的の発生の状況等を踏まえ、国内の防疫体制の強化及び効率化を目的として、飼養衛生管理者による動物用生物学的製剤の使用を当分の間可能とする措置等を講ずることとされた。

これに伴い、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）について、所要の規定の整備を行う。

2 省令の概要

- （1）登録飼養衛生管理者が動物用生物学的製剤を使用できる衛生管理区域の要件として、
 - ① 衛生管理区域（当該衛生管理区域が所在する農場の区域を含む。）において動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていること
 - ② 家畜の所有者が、衛生管理区域における衛生管理の方法について過去1年以内に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の6第1項及び法第34条の2第1項の規定による勧告を受けていないことを規定する。（省令原始附則第2条（新設）関係）
- （2）登録飼養衛生管理者研修の課程について、動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに当該動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むことを規定する。（省令原始附則第3条（新設）関係）
- （3）登録飼養衛生管理者に係る登録申請の整備について、登録飼養衛生管理者の登録の申請手続及び登録すべき事項を規定する。（省令原始附則第4条（新設）関係）
- （4）登録飼養衛生管理者の欠格事由となる心身の故障について、精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないことを規定する。（省令原始附則第5条（新設）関係）
- （5）罰金以上の刑に処されたこと等に伴い、欠格事由となる家畜衛生に関する法律として、獣医師法（昭和24年法律第186号）、医薬品、医療機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）を規定する。（省令原始附則第6条（新設）関係）

- （6）登録飼養衛生管理者名簿に登載する事項として、登録飼養衛生管理者が使用できる動物用生物学的製剤等を規定する。（省令原始附則第7条（新設）関係）
- （7）登録飼養衛生管理者に係る登録の更新について、登録飼養衛生管理者の登録の更新手続等を規定する。（省令原始附則第8条（新設）関係）
- （8）登録飼養衛生管理者の更新研修に係る課程について、登録飼養衛生管理者として必要な知識及び技術の維持及び向上を図ることを目的として、動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに当該動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むことを規定する。（省令原始附則第9条（新設）関係）
- （9）変更の届出が必要となる事項について、登録飼養衛生管理者の住所等を規定する。（省令原始附則第10条（新設）関係）
- （10）都道府県知事は、登録飼養衛生管理者から変更の届出があった場合や登録飼養衛生管理者の登録の取消しをした場合に、名簿の訂正等を行うための手続を規定する。（省令原始附則第11条（新設）関係）

3 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和9年5月1日）